

同意書

親子交流げんきあつぷ

面会交流を円滑に進めるため、以下の全ての項目に同意します。

同意事項

1. 面会をするにあたっては、子どもの気持ちを尊重します。
2. 面会は、合意書の取り決めに沿って行います。
3. 面会場所と面会時間は子どもの意志を反映し、子どもに負担がかからないように設定します。
4. 面会中は、子どもの気持ちと安全に配慮します。
5. 面会は当事者親子のみで行うものとし、第三者（親族、友人、交際相手等）の立ち会いや同席は原則として認められないものとします。
6. 面会時間を一方的に延長することは、いかなる場合においても認めないものとします。
7. 面会時間に遅れた時は、相手親の同意がなければ遅刻分は延長しないものとします。
8. 双方の親は、子どもに対し相手親を悪く言ったり、自分の考えや価値観を強要しないようにします。
9. 面会予定は、支援機関を通してのみ調整するものとします。
10. 調整に際しては、支援機関の指導・助言・決定に従うものとします。
11. 面会費用は、特段の取り決めがなければ折半とします。ただし当事者の合意により、その比率を変えることができるものとします。
12. 面会費用は、事前振込とします。（当日の実費を除く）
13. 一旦合意した面会日の変更を申し出た時は、キャンセル料が発生します。（ただし、子どもの体調不良を除く）
14. 以上の項目に違反した時は、支援機関の判断で適切な措置を取ることができるものとします。
15. 以下の場合、書面またはメールによる通知で支援関係が解消されるものとします。
 - ① 同居親もしくは別居親のいずれかが、支援の終了を申し出た時。
 - ② 不誠実な対応や威圧的な対応等、友好的な関係を維持できないと当団体が判断した時。
 - ③ 支援可能なスタッフがいない時。
 - ④ 当団体が活動を廃止する時。
 - ⑤ 子どもの意志で面会の継続を拒否された時。

同意確認・電子署名

上記の内容を十分に理解し、同意の上で電子署名します。

本同意書はAdobe Acrobat Signを使用した電子契約により締結します。電子署名は自署と同等の効力を有するものとします。署名済みの書類は当団体および各当事者が各自で保管してください。

署名欄	電子署名欄
-----	-------

署名済みの書類はAdobe Acrobat Signより各自に送付されます。大切に保管してください。